

令和6年度第10号議案

令和6年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名：「江戸川区情報セキュリティポリシーの
改定について」

主 管 課：経営企画部DX推進課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

令和 7 年 1 月 8 日

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

江戸川区情報セキュリティポリシーの改定について

2 諮問理由

江戸川区情報セキュリティポリシーを改定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

経営企画部 D X 推進課



24 経 D 送第 215 号
令和 7 年 1 月 6 日

総 務 部 長 殿

経 営 企 画 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区情報セキュリティポリシーの改定について

2 諮問理由

江戸川区情報セキュリティポリシー（以下「区情報セキュリティポリシー」という。）を改定することが江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 実施目的

総務省では、平成 13 年から、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるよう、考え方及び内容について解説した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「総務省ガイドライン」という。）を策定している。今般、新たな技術動向等を踏まえ、令和 6 年 10 月に改定が行われた。

江戸川区においても、総務省ガイドラインの改定内容を踏まえ、区情報セキュリティポリシーの改定を行い、更なる情報セキュリティの強化を図ることを目的とする。

※ 改定のポイントは、別添 1 のとおり

4 区情報セキュリティポリシーの改定内容

区情報セキュリティポリシーは、江戸川区情報管理安全対策要綱（以下「要綱」という。）及び江戸川区情報管理安全対策基準（以下「基準」という。）により構成されている。今回の改定は、基準に係るものが主であり、要綱は一部の文言追加のみである。

(1) 総務省ガイドラインの主な改定内容

ア 業務委託について、「業務委託」と「情報システムに関する業務委託」に区分

イ 委託先に提供した情報が適切に保護されるよう、業務委託実施前、業務委託の実施期間中、終了後取るべき対策について、地方公共団体で実施すべき対策及び委託先に求めるべき対策をそれぞれ規定

- ウ 機密性について、「自治体機密性」に名称を変更し、機密性３については、「自治体機密性３Ａ」、「自治体機密性３Ｂ」、「自治体機密性３Ｃ」に細分化
- エ 完全性、可用性についても、それぞれ「自治体完全性」、「自治体可用性」に名称を変更
- オ サイバーレジリエンスの強化、脅威及び技術動向を踏まえての対策の強化

- (２) その他の区情報セキュリティポリシーの改定内容
要綱及び基準の改定箇所は、別添２のとおり。
区情報セキュリティポリシーの改定案は、別添３のとおり。

５ 実施時期（予定）

- 令和７年１月 情報公開及び個人情報保護審査会への諮問
- ２月 改定した区情報セキュリティポリシーの運用開始

６ 担当部課

経営企画部ＤＸ推進課

令和 6 年度第 11 号議案

令和 6 年度第 5 回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件 名：「住民基本台帳に関する事務」に係る
特定個人情報保護評価（全項目評価）の
再実施に伴う第三者点検について」

主 管 課：生活振興部マイナンバー推進課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 3 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「住民基本台帳に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の住民基本台帳に関する事務の全項目評価書（以下「住民基本台帳評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 26 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、住民基本台帳評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

生活振興部マイナンバー推進課



24 生マ送第 330 号
令和 7 年 1 月 6 日

総 務 部 長 殿

生 活 振 興 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「住民基本台帳に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の住民基本台帳に関する事務の全項目評価書（以下「住民基本台帳評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 26 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、住民基本台帳評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（ ）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）に基づき、マイナンバー推進課で取り扱う住民記録システム系をガバメントクラウドへ移行する。

このことが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させる、住民基本台帳評価書の特定個人情報ファイルの概要等の内容及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の内容の変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。

4 変更箇所

【別添１】「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況

規則第７条第１項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

（１）公募の期間

令和６年１１月１５日から１２月１６日まで

（２）意見の件数

１件

（３）主な意見

肯定的なご意見であった。

（４）規則第７条第４項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期

令和６年１１月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和７年１月 審査会への諮問

住民基本台帳評価書を個人情報保護委員会へ提出

7 担当部課

生活振興部マイナンバー推進課

8 参考資料

【別添２】住民基本台帳に関する事務 全項目評価書